

事務連絡
平成23年3月18日

各都県水道行政担当部局長 殿

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県)

厚生労働省健康局水道課

予測不能な大規模停電の発生による水道施設への影響

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う計画停電に対しては、給水の確保等にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨日、経済産業省より、電力需給が逼迫しており、一日の電力需要がピークを迎える夕方から夜にかけて予測不能な大規模停電が発生するおそれがあるとの発表がありました。幸い昨日は大規模停電は回避できたものの、今後このような大規模停電が発生する可能性があり、その場合はより広範囲の水道施設への電力供給も停止されるため、水道施設において電力が確保できなければ当該水道の給水区域において断水する可能性があります。

つきましては、「計画停電実施による水道施設への影響（平成23年3月13日付け健水発0313第1号厚生労働省健康局水道課長通知）」を踏まえ、大規模停電の発生を想定して、水道事業が可能な対応をできる限り行うよう貴管下水道事業者に対する周知指導方よろしくご配慮願います。

照会先：

厚生労働省健康局水道課水道計画指導室 電話 03-3595-2364（直通）

E-mail: shidoushitsu@mhlw.go.jp